

公益社団法人全国出版協会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全国出版協会（以下「本協会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の理事をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事、監事の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、その職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤の理事に対して支給する報酬の額は、年総額2,500万円の範囲内において、理事長が理事会の承認を受けて決定するものとする。

(支給の方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月1回、金融機関の振込により支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日から施行する。